

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 新潟厚生年金 事案 1621 (事案 795 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、平成4年4月から同年7月までの期間、7年10月から同年12月までの期間及び8年10月の標準報酬月額を、4年4月は47万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月及び7年10月から同年12月までは47万円、8年10月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年4月から同年7月までの期間、7年10月から同年12月までの期間及び8年10月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から平成2年9月まで  
② 平成3年4月1日から16年11月30日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間①のA社B支店における標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい旨申立てを行ったが、一部の月については記録の訂正が認められたものの、それ以外の月については、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

しかしながら、申立期間①当時、国(厚生労働省)の記録における標準報酬月額よりも高額な給与が支給されていた。

また、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間②のA社C支店における標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額であることが分かった。

私は、いずれの申立期間についても、嘱託手当支払明細書兼領収書等を所持しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、当該期間のうち、昭和62年8月及び同年9月に係る標準報酬月額は、申立人が所持する嘱託手当支払明細書兼領収書等により確認できる保険料控除額から17万円に訂正することが必要である一方で、上記同年8月及び同年9月を除く期間については、当該支払

明細書兼領収書等において、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はこれよりも低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月24日付けで、申立期間①のうち、昭和62年8月及び同年9月について、年金記録の訂正をすることが必要であるとする通知が行われている。

これに対して申立人は、「記録の訂正が認められなかった期間について、再度、調査をしてほしい。」として委員会に再申立てを行っているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間①について、標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②のうち、平成4年4月から同年7月までの期間、7年10月から同年12月までの期間及び8年10月の標準報酬月額については、申立人が所持する嘱託手当支払明細書兼領収書から、4年4月は47万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月及び7年10月から同年12月までは47万円、8年10月は50万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成4年4月から同年7月までの期間、7年10月から同年12月までの期間及び8年10月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの届出及び保険料納付を行ったと回答していることから、事業主は、嘱託手当支払明細書兼領収書において確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成4年4月から同年7月までの期間、7年10月から同年12月までの期間及び8年10月を除く期間については、上記支払明細書兼領収書において、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はこれよりも低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、特例法に規定する未納保険料があった期間とは認められないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月29日から47年1月21日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格に係る記録を46年8月29日に資格取得、47年1月21日に資格喪失、及び同年11月1日に資格取得、同年12月1日に資格喪失と訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月29日から47年12月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、一部の期間については、給料支払明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において、昭和46年8月29日から47年12月1日までの期間、勤務していた。」として申し立てしているところ、昭和46年8月分から47年1月分まで(46年11月分を除く)の給料支払明細書を所持しており、当該明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、46年8月29日から47年1月21日までの期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、昭和47年11月分の給料支払明細書も所持しており、当該明細書から、申立人は、申立期間のうち、同年11月1日から同年12月1日ま

での期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

昭和46年8月29日から47年1月21日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額については、上記支払明細書における厚生年金保険料の控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月から同年12月までの期間及び47年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年1月21日から同年11月1日までの期間については、申立人が所持する同年1月分の給料支払明細書には、「出勤10日」と記載されており、申立人には、同年1月21日以降の雇用保険の加入記録が確認できない上、申立人は、同年2月分から同年10月分までの給料支払明細書を所持していない。

また、A社の元事業主は、「申立人が勤務していたことはあったが、勤務期間は不明である。」と回答している上、当該期間当時、同社において厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録から確認できる元従業員は、「申立人が勤務していたかどうかは不明である。」としており、「申立人のことを知っている。」と証言している他の元従業員からは、申立人の同社における勤務期間について具体的な証言は得ることができなかったことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和47年1月21日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 21 日から 35 年 1 月 16 日まで  
平成 13 年頃、A 社に勤務していた当時の同僚に勧められて、年金記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので改めて記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

当時、脱退手当金のことを知らなかったし、退職に当たり、会社から脱退手当金の説明を受けた記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、当該被保険者名簿において、申立人の姓は旧姓から結婚後の姓に変更されており、その備考欄には、「37 年 2 月 8 日氏名変更訂正」との記載が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が昭和 37 年 2 月 19 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴って氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、A 社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、A 県立 B 高等学校に常勤講師として勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
当時、県立 B 高等学校の事務員であった方は、「当時の事務長が常勤講師の厚生年金保険の加入手続を行っていたはずである。」と証言しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の

### 理由

申立人の人事異動記録が記載されている「A 県公立学校教職員の履歴書」及び申立期間当時の A 県立 B 高等学校において事務長であった者の証言により、申立人が申立期間当時、同校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 県立 B 高等学校は、「申立期間当時における厚生年金保険の届出や保険料の納付については不明である。」と回答している上、同校を管轄する A 県教育庁は、「申立期間当時の通達、通知は書類の保存期間を経過して保管しておらず、常勤講師の厚生年金保険への加入状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時に県立 B 高等学校の事務員であった方は、『当時の事務長が常勤講師の厚生年金保険の加入手続を行っていたはずである。』と証言している。」として申し立てているが、当該元事務長は、「申立人が申立期間当時、A 県立 B 高等学校に勤務していたことは間違いないが、厚生年金保険の加入手続を行った記憶は無く、当時、高等学校の常勤講師は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言しており、A 県高等学校教職

員組合が保管する昭和 57 年 7 月発行の A 県教職員名簿において、同校が所在する C 地区内の高等学校に常勤講師として勤務していたことが確認できる二人には、勤務していた高等学校での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、A 県立 B 高等学校に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。